

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和○年○月○日、A会社に雇用され、同社は合併により平成○年○月にB会社となったところ、請求人は、平成○年○月○日に、C所在の同社D支店E課に異動となり、同課において、主に調査と交渉の業務に従事することになった。なお、B会社は平成○年にF会社と合併しG会社（以下、Bと併せ「会社」という。）となり、Eは現在、同社H課となっている。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、I病院に受診し「遷延性抑うつ反応」と診断された。請求人によると、Eへの異動前後から、異動先の上司である課長Jに、他の従業員の前で長時間にわたる指導・叱責を繰り返し受けたため不眠の症状が現れるようになり、平成○年○月頃には不眠の症状が悪化し、同月○日から取得していた夏季休暇の終了時期が迫るにつれて、Jのことを思い出して落ち込むようになり、出社できない精神状態になったという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、Jから、①Kから通勤したい旨の希望について不快感を示された、②平成○年○月上旬に行われた課内会議の席上で、同会議までに協力工場の選定が終わっていなかったことについて長時間にわたり強い調子で叱責された、③Bとの合併が予定されていたFのE支店へ挨拶に行っていないとして他の従業員の前で長時間にわたり強い調子で叱責された、④結婚した旨の身上調書の受理を拒まれた、⑤誤解を解くために二人きりで話したい旨伝えると「皆に聞いてもらうため別室で二人きりで話すことはしない主義」と取り合わなかった、⑥事案の説明を求められ、答えに窮すると他の従業員の前で長時間にわたり強い調子で叱責された、⑦不正受給が疑われる事案について支払を強要された等を主張し、これらの出来事を、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（平

均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)として評価すべきであると強く主張するので、検討する。

当審査会として改めて一件記録を精査したところ、請求人がJから他の従業員の前で時間にしておおむね〇分から〇分程度、長いときには〇分程度強い調子で繰り返し指導・叱責を受けたことは認められるものの、複数の会社関係者が、請求人は職責を果たせていない部分があり、Jから指導・叱責を受けても仕方ない旨述べていること、また、Lは、請求人とJのやりとりの内容が仕事上の指示、注意、叱責にとどまり、請求人の人格や人間性を否定するような発言はなかったと述べていることを考慮すると、決定書理由に説示のとおり、Jによる指導・叱責は、業務指導の範囲を逸脱しているとまでは認められず、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)として評価すべきものであり、時間の長さや強い口調であったことを勘案しても、その心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断する。

- (4) そのほか、請求人は、評価期間内の出来事として、業務に関連し、①転勤をした、②仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、③仕事のペース、活動の変化があった、④上司が替わった、⑤上司が不在になることにより、その代行を任された、⑥業務に関連し、違法行為を強要された、⑦1か月に80時間以上の時間外労働を行った、という7つの出来事があった旨を主張することから、これらの出来事について検討する。

①についてみると、決定書理由に説示のとおりであり、同転勤に伴い、KからMに転居したが、転勤後も従前同様、課長代理としてチーフの業務を行っていることから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「中」ととどまるものと判断する。

②についてみると、決定書理由に説示のとおりであり、請求人の仕事内容は、上記のとおり、課長代理としてチーフの業務を行うものであり、時間外労働も大きく増加したことは確認できないことから、業務の負荷が大きくなったとは判断し得ず、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容、仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」ととどまるものと判断す

る。

③についてみると、決定書理由に説示のとおりであり、請求人の仕事内容は、上記のとおり、課長代理としてチーフの業務を行うものであり、仕事のペースや活動の変化は小さいものであったとみることができ、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事のペース、活動の変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に当てはめるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」とどまるものと判断する。

上記①から③は関連して生じたものと判断し、②及び③は①の出来事後の状況であることから、これらの心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断することが相当である。

④についてみると、転勤により上司が替わることは、決定書理由に説示のとおり、転勤をしたことにより必然的に生じる出来事であり、また、上司との関係に問題が生じた場合には、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）で評価すべきものであるので、本件において、具体的な出来事として「上司が替わった」ことを評価することはできない。

⑤から⑦については、一件記録を精査するも、請求人の主張するような事実は確認できないものであり、これらの出来事については評価の対象とはしない。

(5) 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が2つであり、恒常的な長時間労働も認められないところ、「中」となる出来事のうち「転勤をした」については、決定書理由に説示のとおり、請求人は「本件疾病の直接的な原因になったとは考えていない。」と述べていることを勘案すれば、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。